

番号	質問	回答
総括表について		
1	現在は、総括表 I を保険者ごとに作成していたが、令和 7 年 4 月以降は、1 枚にまとめる必要があるか。また、システム改修が令和 7 年 4 月に間に合わない場合は、どうすればいいか。	総括票 I は、可能な限り早期に 1 枚にまとめて請求してください。
2	後期高齢者医療分については、現在は総括票 II の添付が必要なかったが、令和 7 年 4 月以降は必要になるのか。	事務処理上、必要ですので、添付してください。
3	兵庫県後期高齢者医療広域連合への総括票 II は 1 枚で良いのか。	市区町ごとで請求してください。
4	総括表 I の「保険者名等」欄について、別冊資料では保険者名と保険者番号の両方を記載しているが、両方記載が必要か。	保険者名は必ず記載してください。できる限り、保険者名と保険者番号の両方を記載してください。
提出先について		
5	これまで国保の申請書のみを先に保険者に提出し、福祉医療の申請書を後追いで提出していたが、このような場合、これまでどおり、国保の申請書のみを先に連合会に提出しても構わないか。	国保分に係る福祉医療併用分は、本会で国保分と、福祉医療分の請求内容が同一であるか否かを点検・確認をしていますので、国保と福祉医療分を併せて提出してください。（後期分も同様）
6	提出は、毎月 1 日以降でなければならないか。具体的には、N 月の施術分の申請書を N+1 月分の月末頃に連合会に提出して問題ないか。	問題ありません。
7	令和 7 年 2 月施術分を 3 月に団体で取りまとめた後、4 月初旬頃に保険者に請求したとしても、保険者から連合会に回付されるのであれば、団体から連合会に直接送付しても問題ないか。	令和 7 年 3 月以降は、直接本会へ提出願います。その際、総括表 I や II の請求方法については、御留意ください。
8	令和 7 年 1 月施術分を 2 月に団体で取りまとめた後、2 月中に保険者に請求した場合、保険者が連合会に 3 月 10 日までに提出すれば、支払日は従来どおり保険者から支払われる認識で間違いはないか。	お見込みのとおりです。
9	令和 7 年 1 月施術分を 2 月に団体で取りまとめた後、3 月初旬頃に保険者に請求した場合、保険者が連合会に 3 月 11 日以降に提出すれば、6 月 9 日に連合会から支払われるという認識で間違いはないか。	支払日については、お見込みのとおりです。なお、令和 7 年 3 月以降は、直接本会へ提出してください。

番号	質問	回答
口座について		
10	支払口座は、個人の場合は施術師単位で良いと思うが、団体の場合は団体単位で一口座で構わないか。	施術師からの受領委任を受けている場合は、一口座で構いません。
11	受給者番号や口座番号は7桁だが、申請書には8桁の欄が用意されている。右詰めか左詰めか、どちらで記載するのか。	右詰めで記載してください。
12	1か月の請求のうちで、口座を統一していなかった場合、必ず返戻されるのか。	返戻させて頂く場合もございます。
13	5月審査分(5/10までに提出)と6月審査分(6/10までに提出)で口座を変更したい場合、何か手続きが必要か。	審査月が異なるので、特に手続きは必要ありません。
福祉について		
14	後期高齢者医療に係る高齢障害者医療分は、現行、自動償還で対応しているため、福祉医療の公費負担者番号及び受給者番号を施術所窓口で確認する運用は行っておらず、申請書にも公費負担者番号及び受給者番号を記載しないで提出しているが、この仕組みは、令和7年4月以降も変更ないのか。	本会では請求があったとおりに受付・審査・支払を行いますので、取扱いについては、各実施主体者に確認してください。
15	兵庫県建設国保の被保険者に係る福祉医療は、実施主体者か、連合会か、どちらに請求すべきか。	本会へ委託している福祉は本会へ、委託していない福祉は実施主体者へ請求してください。
16	洲本市、西脇市の高齢障で、提出が遅れ、令和7年3月以降に償還払いの取扱いが混在しても構わないか。	混在しても構いません。
17	社保福祉分に現行は『支払証明書』を添付しているが、添付の必要はないのか。	添付の必要はありません。
その他		
18	生活保護は請求の対象外か。	対象外です。
19	従来福祉の申請書は市町によって様式が統一されていなかったが、令和7年4月以降は統一されるということか。	本会へ委託される市町分は、統一してください。
20	施術団体の場合、支払帳票について、団体宛ての合計帳票は提供いただけるのか。	提供します。
21	施術団体の場合、支払帳票について、施術月・受診者・金額まで分かる支給明細は提供いただけるのか。	支給明細は添付しませんので、差異がある場合は個別に照会ください。
22	令和7年4月時点で未委託の保険者は、恒久的に未委託なのか。	今後、委託の保険者が決まり次第、別途、ホームページ等でお知らせします。